

第1回 資源循環型施設建設候補地選定委員会 次第

日 時：平成17年 5月24日(火)

午後1時20分から

場 所：上田市役所 5階 第3委員会室

1 開 会

2 連合長あいさつ

3 自己紹介

4 正副委員長の選出について

委員長：_____

副委員長：_____

5 正副委員長あいさつ

6 協議事項

(1) 委員会設置要綱(案)について……………(資料1)

(2) 上田地域広域連合ごみ処理の概要……………(資料2)

(3) 建設候補地選定委員会の進め方……………(資料3)

(4) 情報公開について……………(資料4)

(5) 第2回委員会の予定及び検討事項

次回委員会 6月下旬

7 その他

8 閉 会

上田地域広域連合 資源循環型施設建設候補地選定委員会 委員名簿

(敬称略)

平成17年 5月24日

選出	市町村	氏名	備考
住民代表者 (8人)	上田市	栗田 高子	住民代表
	東御市	菅原 則子	〃
	丸子町	上沢 恵人	〃
	長門町	高角 秀	〃
	真田町	若林 政夫	〃
	武石村	釜井 善男	〃
	和田村	樋口 勲	〃
	青木村	小山 敏子	〃
学識経験者 (2人)	上田市	木口 憲爾	信州大学繊維学部教授 (応用生物科学科)
	上田市	表 秀孝	長野大学産業社会学部教授 (工業経営・環境経営学)
広域連合 議会代表者 (5人)	上田市	川上 清	広域連合議会 議会代表者会座長 (上田市議会副議長)
	上田市	外山 愷	広域連合議会 総務委員会委員長 (上田市議会議員)
	上田市	南波 清吾	広域連合議会 保健福祉委員会委員長 (上田市議会議員)
	東御市	柳澤 賢	広域連合議会 保健福祉委員会副委員長 (東御市議会副議長)
	丸子町	片桐 久	広域連合議会 総務委員会副委員長 (丸子町議会議長)

*委嘱期間：平成17年5月から平成18年3月まで

事務局

社団法人 全国都市清掃会議	技術部長	栗原 英 隆
上田市役所 廃棄物対策課	課 長	田 中 行 房
東御市役所 市民課	課 長	大 村 興 敬
丸子町役場 生活課	課 長	新 井 忠 雄
長門町役場 町民課	課 長	竹 内 邦 義
真田町役場 観光商工課	課 長	滝 沢 徹 雄
武石村役場 建設環境課	課 長	掛 川 兼 司
和田村役場 住民課	係 長	長 井 剛
青木村役場 住民福祉課	課 長	中 澤 知賀雄
上田地域広域連合事務局	事務局長	市 村 良 夫
	ごみ処理広域化推進室 室長	宮 澤 俊 文
	ごみ処理広域化推進室 主任	塩 入 学

コンサルタント

国際航業株式会社 公共ビジネス事業本部 環境統括部	環境施設部 課長	尾葉石 優
	環境施設部 主任技師	井 土 將 博
	環境施設部 技師	荻 山 徹

上田地域広域連合資源循環型施設建設候補地選定委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 上田地域広域連合が進める資源循環型施設の整備計画において、住民参加による建設候補地の選定を行うため、上田地域広域連合資源循環型施設建設候補地選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討し、広域連合長に提言する。

- (1) 資源循環型施設の建設候補地の選定
- (2) その他広域連合長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 上田地域の住民及び団体を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) 広域連合議会議員
- (4) その他広域連合長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

（意見の聴取）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、ごみ処理広域化推進室において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月 日から施行する。

上田地域広域連合のごみ処理の概要について

1 ごみ処理広域化計画

(1) ごみ処理を取り巻く情勢

ごみの焼却に伴ってダイオキシン類の発生することや最終処分場の確保が困難となってきた。

焼却施設から排出される排ガス中のダイオキシン類の削減に対しては、厚生省が、平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（「新ガイドライン」）」を策定。

ダイオキシン類の発生抑制対策として、施設の連続運転化とそれに伴う施設の大型化を推進。これまでの中小規模で対応してきた地域を統合し、廃棄物の広域処理体制の形成が打ち出された。

厚生省は、平成9年（1997年）5月、各都道府県に対して、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定するとともに、同計画に基づいて関係市町村を指導することを要請する「ごみ処理広域化計画について」を通知。

長野県では平成11年3月「長野県ごみ処理広域化計画」を策定し、県内10広域圏に13の広域化ブロックを設定した。これにより広域的な視点からごみ処理体制を構築することが必要となった。

平成10年4月1日発足した上田地域広域連合は、圏域全体としてのダイオキシン類の削減や循環型社会を構築するため今後のごみ処理実施計画や施設整備計画の指針となる「上田地域広域連合ごみ処理広域化計画」を平成11年3月に策定した。

(2) 上田地域広域連合「ごみ処理広域化計画」（平成11年3月策定）

目的

「圏域全体としてのダイオキシン類削減及び循環型社会の構築」を目的とし、その実現のため容器包装リサイクル法やごみ処理に係るダイオキシン類の発生防止等ガイドラインを効率的に達成していくべく、従来のごみ処理体制の枠にとられない広域的な視点からの体制構築を目指す。

計画期間	平成10年度を始期とし平成29年度までの20年間	
計画目標年度	中・短期目標年度	5年後（平成14年度）
	長期目標年度	20年後（平成29年度）

中・短期目標

焼却施設

「平成14年12月1日からのダイオキシン類排出濃度基準を達成」

- ・上田クリーンセンター：平成11年度に排ガス高度処理事業を実施
- ・丸子クリーンセンター：平成13年度に排ガス高度処理事業を実施
- ・東部クリーンセンター：平成13年度に焼却灰のキレート処理設備設置
- ・施設の管理及び周辺環境調査等を統一で実施
- ・統合クリーンセンター建設へ向けた取り組みを開始

容器包装リサイクル法等への対応

「容器包装リサイクル法に準じた分別収集の本格実施とごみ減量化の実現」

- ・平成12～14年度を目途にガラスびん。ペットボトル、その他プラスチック容器等の分別収集を統一して実施
- ・各種資源化・減量化政策の強化や住民意識啓発の広域的対応により可燃ごみ、不燃ごみそれぞれ排出量の削減。

最終処分場

「計画的な最終処分先の確保及び適切な処分方法の検討」

- ・上田 平成19年度以降の次期処分場確保に向け取り組む
- ・丸子 平成13年度以降の処分方法を決定
- ・東部 平成14年までに飛灰の処分方法を決定

不燃ごみの残渣及び廃プラスチック類処分

- ・不燃ごみ・廃プラスチック残渣の減量処理施設、資源ごみストックヤード及び住民意識啓発拠点としての統合リサイクルプラザの平成16年度稼働を目指した取り組み
- ・廃プラスチック類残渣の適切な処分方法の検討

長期目標

「CO₂排出量削減も視野に入れ、脱焼却・埋立処理を目指し、減量・資源化をより強化する。

「生ごみ、廃プラスチック残渣物、溶融スラグ等いっそうの資源化を目指す」

- ・統合クリーンセンター（150t / 24h、ダイオキシン類0.1ng以下、発電施設・焼却灰溶融施設併設）を建設
- ・統合クリーンセンターにあわせ統合リサイクルプラザを建設
- ・平成29年度を目途に広域最終処分場を建設

(3) 広域化の必要性

ダイオキシン類削減対策

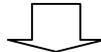
・焼却炉から発生するダイオキシン類を削減(低減)するため燃焼温度を高い状態で安定させ、極力未燃ガスの発生を防止する必要がある。
・焼却炉の立ち上げ、立ち下げ時に高濃度のダイオキシン類が発生することが知られている。
・このため、全連続式の燃焼が可能な規模の焼却設備を整備することが望ましい。



広域処理によるごみの集約が必要。

焼却残さの高度処理対策

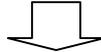
焼却灰及び飛灰中に含まれるダイオキシン類を削減し、さらに焼却残さを減量、リサイクルする観点から、溶融固化等の高度処理を推進することが望まれている。



溶融固化は、運転管理に高度な技術を要する上に維持費も高いので、広域的な対応が効率的である。

マテリアルリサイクルの推進

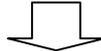
リサイクルを推進するためには、分別収集が基本となるが、収集したものをリサイクルルートに乗せるに当たっては、一定量の確保が必要である。



広域的な収集体制を整備し、リサイクルプラザ、ストックヤード等の共同設置を進めることが望ましい。

サーマルリサイクルの推進

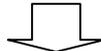
ごみ発電等の余熱利用を効率的に実施することにより、エネルギー利用の合理化を図るとともに、地球温暖化の防止にも資することができる。



発電が可能な規模とすることが望ましい。

最終処分場の確保対策

最終処分場の確保が年々困難となってきたため、溶融固化により焼却灰量の減容化、無害化を進める。



広域的な視点から最終処分場を確保することが望まれている。

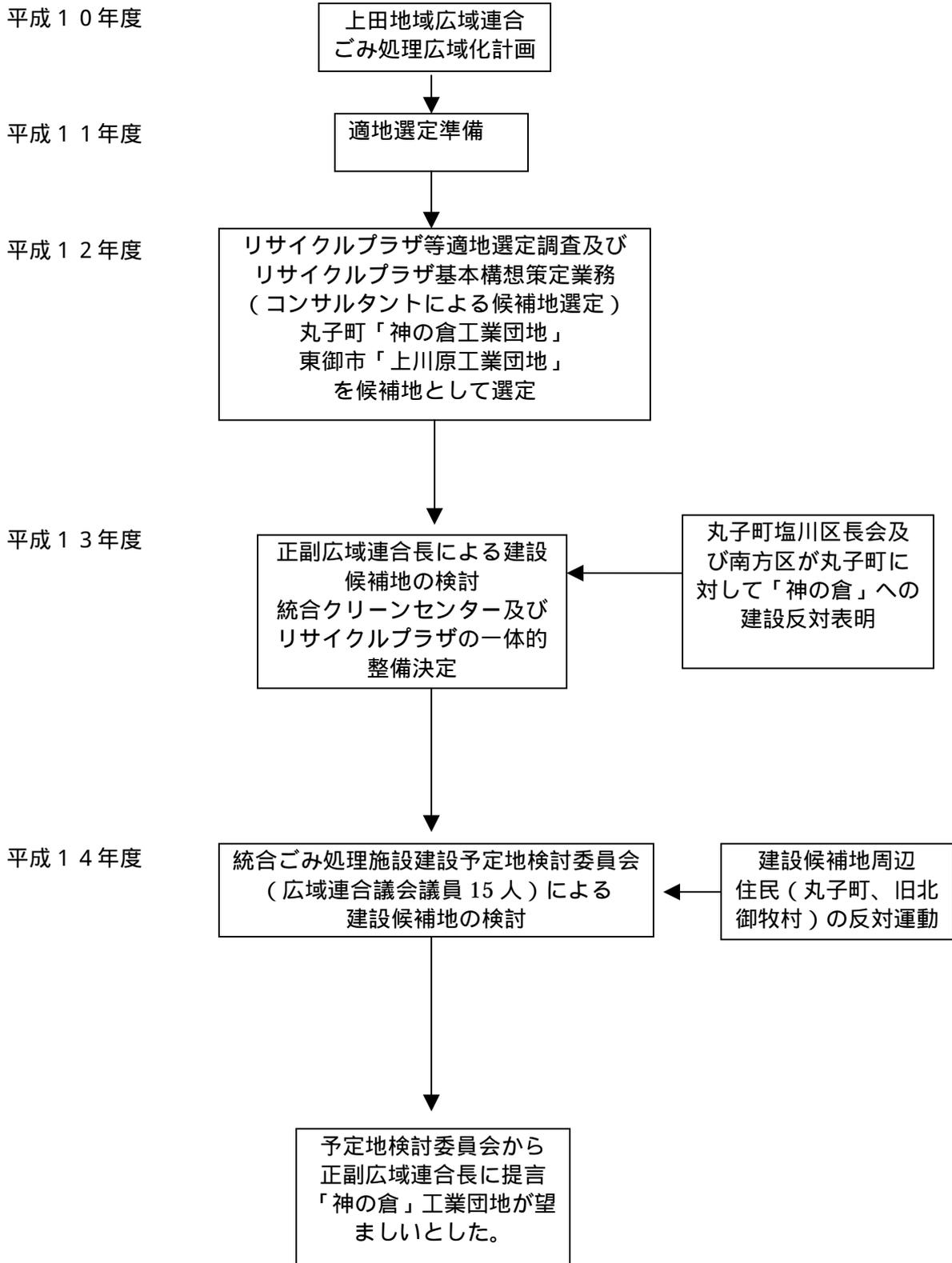
公共事業のコスト削減

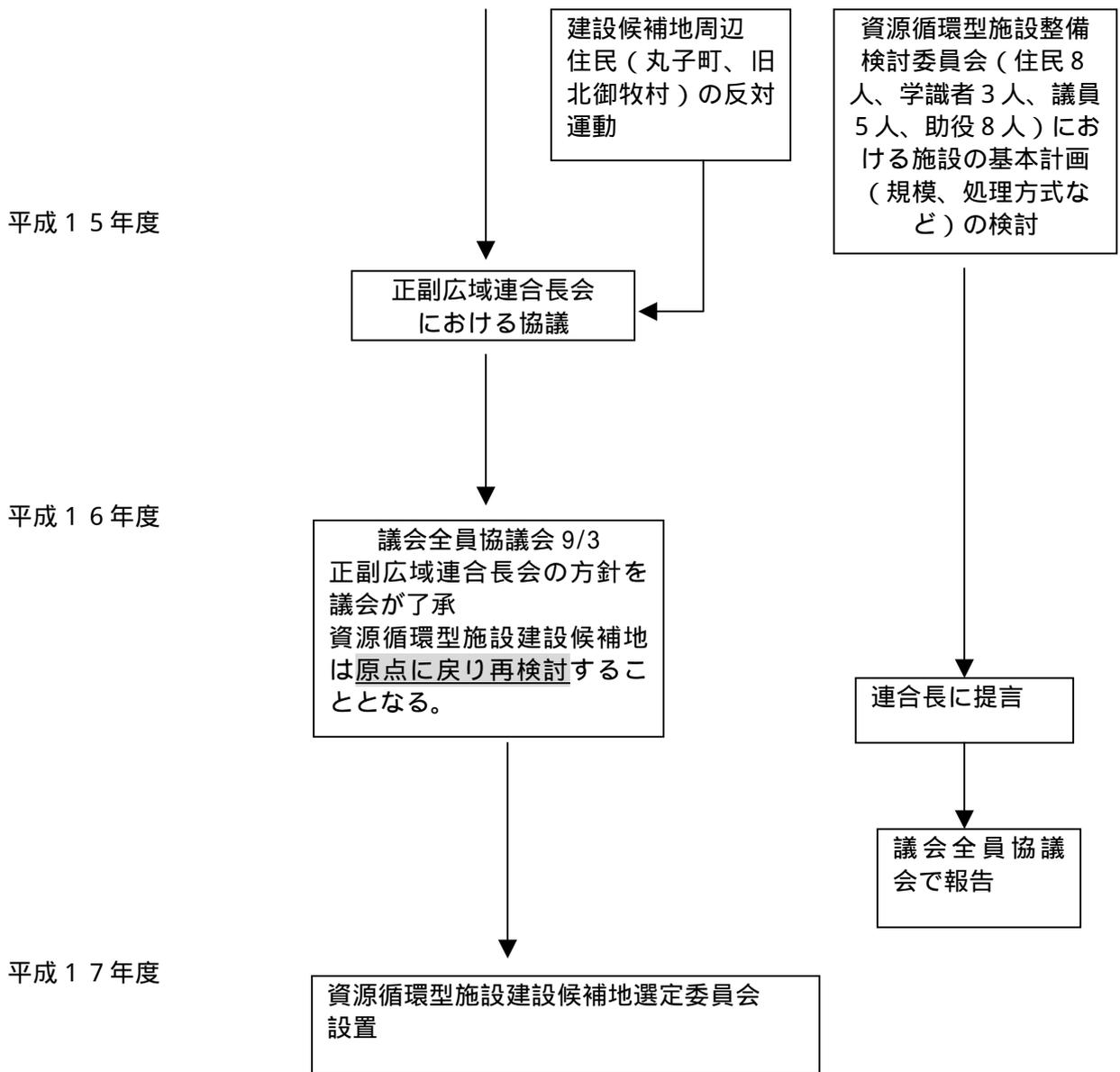
高度な処理機能を有した小規模ごみ焼却施設等を個別に整備すると、多額な費用が必要となることから、可能な限りごみ処理施設を集約化し、広域的に処理する。



公共事業のコスト削減を図ることができる。

2 上田地域広域連合資源循環型施設候補地選定経過

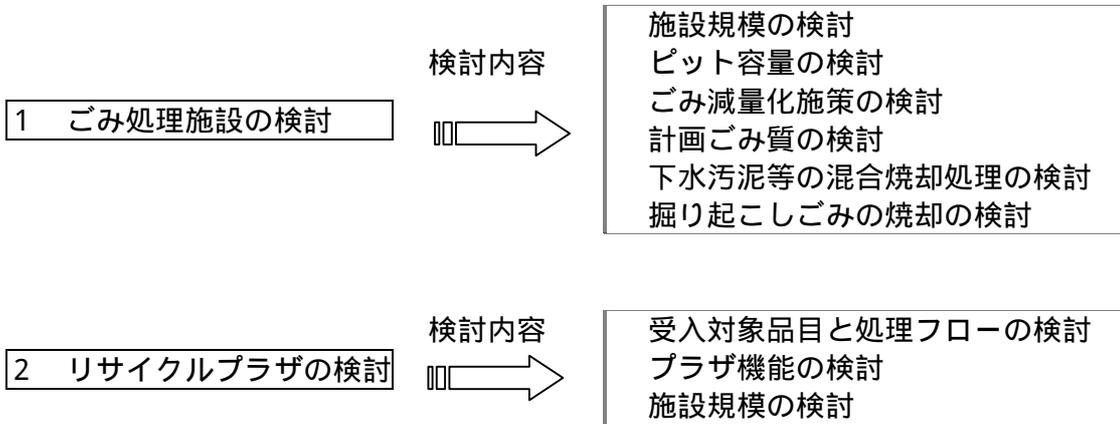




3 資源循環型施設整備検討委員会の提言

(1) 別冊提言書

資源循環型施設の基本計画



資源循環型施設の基本計画（処理方式選定）



(2) ごみ焼却方式と導入実績の動向

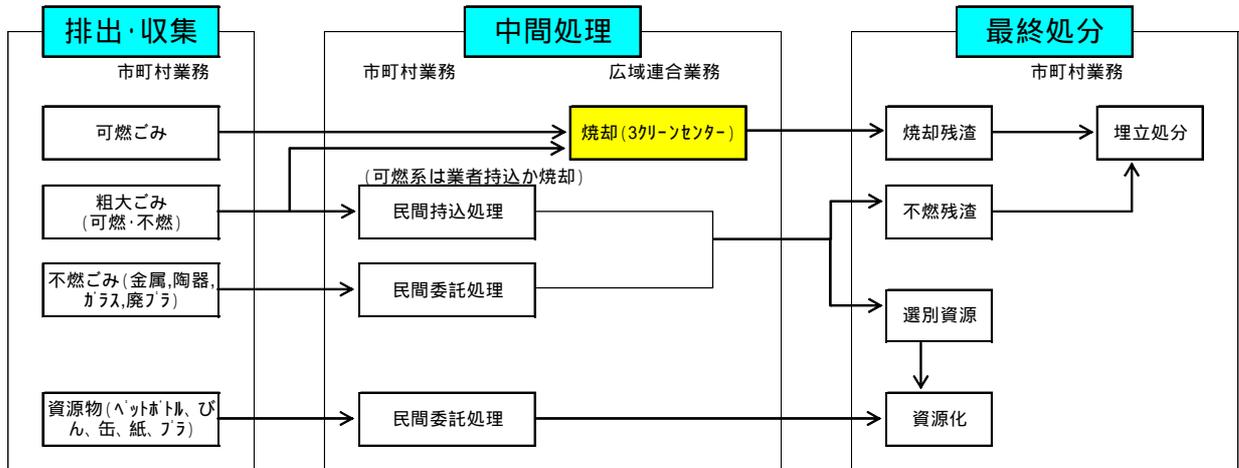
平成11年から15年度の5年間の受注実績

方 式	稼働実績	建設中	計
ストーカ + 灰溶融	58	11	69
流動床 + 灰溶融	7	0	7
ガス化溶融炉（流動床）	16	3	19
ガス化溶融炉（キルン）	11	1	12
ガス化溶融炉（シャフト）	25	7	32
ガス化改質炉	1	4	5

4 上田地域広域連合圏域のごみ処理の状況

【上田地域広域連合圏域のごみ処理】

ごみ処理フロー



現状のごみ処理方法（概要）

ごみの分類（品目）		収集、中間処理、最終処分		
		処理方法	再生品など	
資源	古布		フェルト、ウエス	
	新聞紙	収集後、再資源化業者に売却か引き渡し (市町村毎に独自に実施)	トレットペーパー、包装紙、印刷用紙、梱包緩衝材など	
	雑誌・書籍・雑紙			
	ダンボール			
	紙バック			
	びん	透明びん（飲料用）	収集後、再資源化業者に売却または容リルートで再商品化	再生ガラスびん、建設資材（タイル、骨材など）
		茶色びん（飲料用）		
		その他びん（飲料用）		
	缶（スール缶、アル缶）	収集後、再資源化業者に売却（市町村ごと）	再生缶、建設資材、アルミなど	
	ペットボトル（飲料用・しょうゆ用・酒類用）	容リルートで再商品化	洗剤容器、カーペット、衣料など	
発泡スチロール、トレー	容リルートで再商品化	プラ製文房具、合成木材、高炉還元剤など		
その他容器包装プラスチック	容リルートで再商品化	原材料化、高炉還元剤など		
有害ごみ（乾電池、水銀入体温計、蛍光管）	民間業者に資源化処理委託（市町村ごと）	亜鉛、マンガン、水銀など金属回収		
不燃系粗大ごみ（大型家電、自転車、ベッド）	民間業者に資源化処理委託	鉄・非鉄の回収		
不燃ごみ	廃プラスチック（容器包装以外のプラスチック、おもちゃ、ビデオテープ、ホース、物干しなど）	民間業者に資源化委託 可燃ごみとしてクリーンセンターで焼却処理 収集後埋め立て処分	鉄・非鉄の回収、燃料化（熱回収）	
	陶器、ガラスくず、金属類、小型家電（飲料用以外のびん、割れガラス、電球、やかん、なべ、ラジオ、トースター、電話など）	公共施設で破碎・選別後、金属類の回収。民間業者に資源化委託し、金属類を回収。収集後埋め立て処分	鉄・非鉄の回収	
可燃ごみ（可燃粗大）	クリーンセンターで焼却処理			

上田地域広域連合構成市町村のごみ処理のうち、主だったものをまとめた。

5 上田地域広域連合 ごみ処理施設の状況

【クリーンセンターの現状】

項目	上田 C C	丸子 C C	東部 C C
処理能力/稼働時間	200 t /日 100 t /24h × 2 炉	40 t /日 20 t /16h × 2 炉	30 t /日 15 t /8h × 2 炉
構造様式	全連続式焼却炉	准連続式燃焼炉	機械化バッチ式燃焼炉
稼働開始年月 (H17.4 現在)	昭和 6 1 年 4 月 1 9 年経過	平成 4 年 4 月 1 3 年経過	平成 5 年 9 月 1 1 年経過
ダイオキシン類 測定結果 (H 1 6)	1 号炉 : 0.0210 2 号炉 : 0.0051	1 号炉 : 0.0400 2 号炉 : 0.0240	1 号炉 : 0.9700 2 号炉 : 1.5000

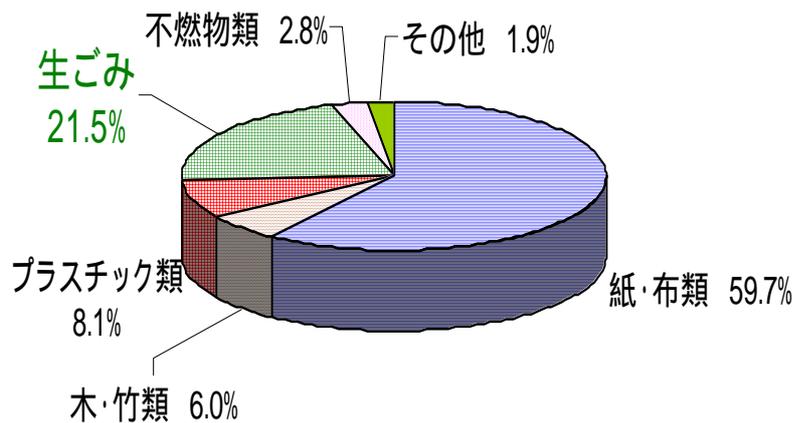
1 n g (ナノグラム) は、1 0 億分の 1 g (グラム)

排出基準値 : 上田 C C 1.0ng-TEQ/Nm³以下、丸子及び東部 C C : 10.0 ng-TEQ/Nm³以下

【不燃物処理施設】

	上田市 不燃物処理資源化施設	東御市 不燃物処理施設
処理能力	2 0 t /日	1 0 t /日
施設竣工年 経過年数(H17.4 現在)	昭和 6 1 年 1 月 1 9 年経過	昭和 5 3 年 3 月 2 7 年経過

グラフ : ごみ質



円グラフ中の数値は、平成 1 0 年度 ~ 1 4 年度までにおける、3 クリーンセンターの分析結果 (乾ベース) の加重平均値である。

【クリーンセンター 可燃ごみ搬入量の推移】

上田クリーンセンター

平成16年6月 単位:トン/年度

区分/年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	
上田市収集	17,637	17,903	19,167	20,884	21,072	21,600	
真田町収集	873	877	939	1,188	1,341	1,265	
青木村収集	303	314	355	424	442	522	
持ち込み	家庭系	838	997	1,187	1,599	1,645	1,026
	事業系	12,313	13,087	14,518	16,125	14,982	13,434
丸子・東部Cへ搬出		-593					
合計	31,964	32,585	36,166	40,220	39,482	37,847	

丸子クリーンセンター

区分/年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	
丸子町収集	4,670	4,850	4,597	3,792	3,912	4,087	
長門町収集	521	591	510	578	669	742	
武石村収集	304	404	455	409	458	507	
和田村収集	30	110	116	120	139	171	
持ち込み	家庭系	227	147	99	119	179	190
	事業系	1,170	1,171	1,369	1,353	1,647	1,829
	その他	38	86	102	52	73	330
	上田 CC		34				
合計	6,960	7,393	7,248	6,423	7,077	7,856	

東部クリーンセンター

区分/年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	
東部町収集	2,914	3,056	3,413	3,741	3,751	3,464	
持ち込み	家庭系	69	88	130	162	155	152
	事業系	454	506	607	823	967	1,079
	上田 CC		559				
	川西 C			2,766			
合計	3,437	4,209	6,916	4,726	4,873	4,695	

3 クリーンセンターの合計

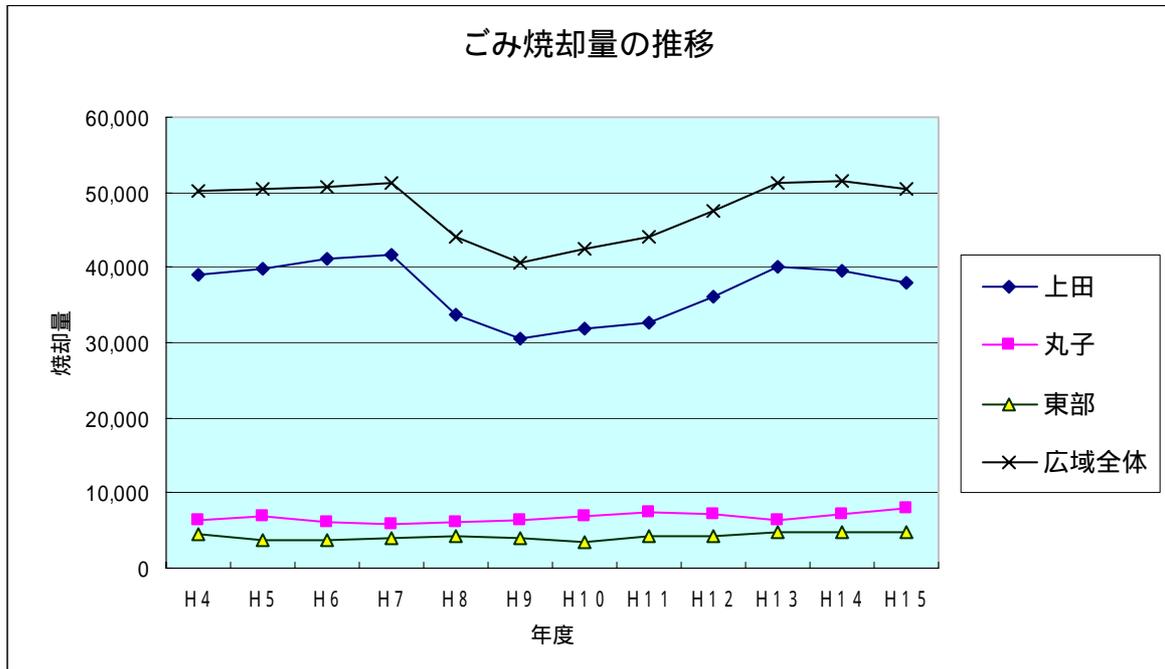
区分/年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	
収集	27,252	28,105	29,552	31,136	31,784	32,358	
持ち込み	家庭系	1,134	1,232	1,416	1,880	1,979	1,368
	事業系	13,937	14,171	16,494	18,301	17,596	16,342
	その他	38	86	102	52	73	330
	上田 CC		593				
合計	42,361	44,187	47,564	51,369	51,432	50,398	
川西 C からの搬入			2,766				
川西 C 分を含む合計	42,361	44,187	50,330	51,369	51,432	50,398	

焼却灰発生量

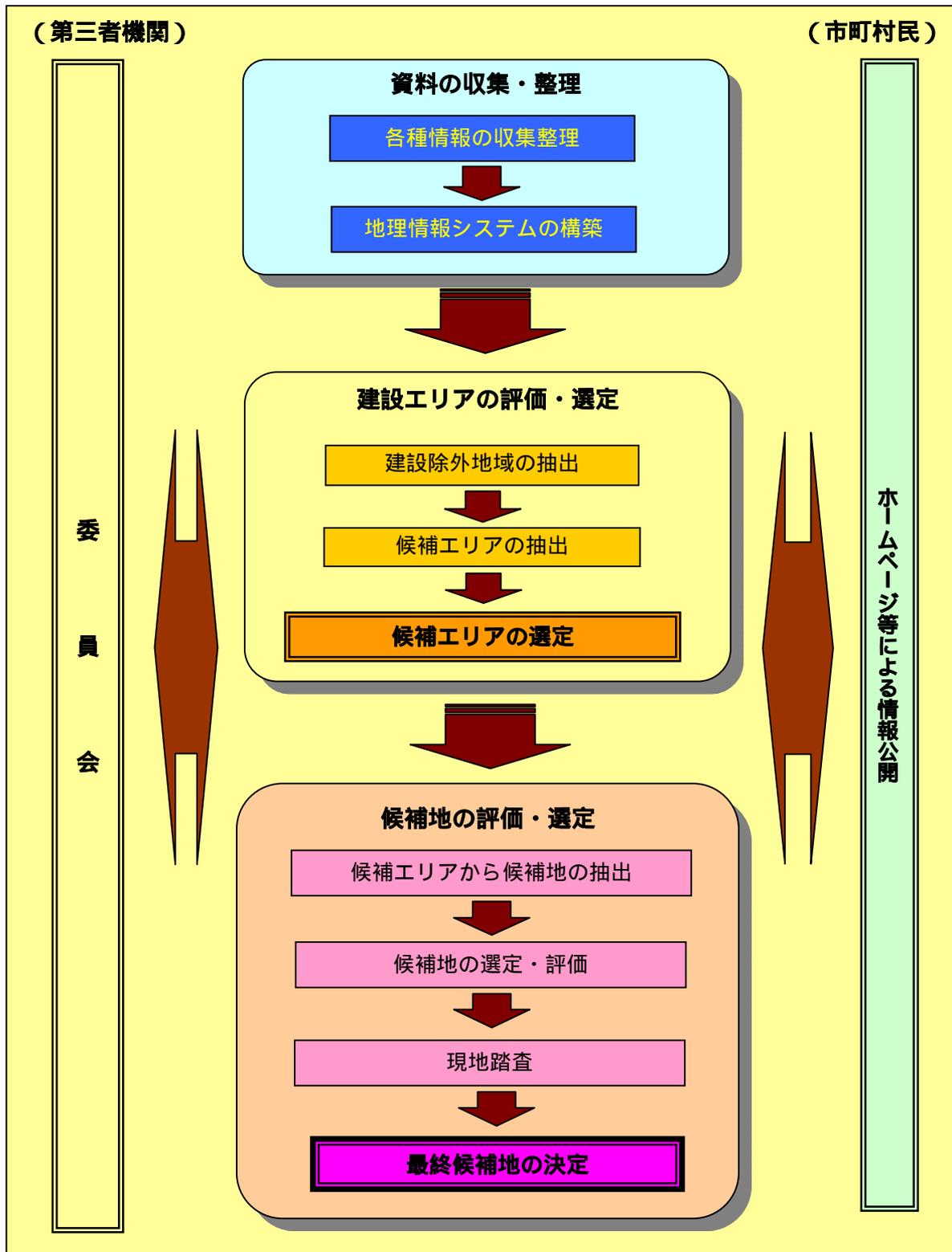
	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
上田ク-ンセンタ-	3,364	3,261	3,614	4,022	3,987	4,010
丸子ク-ンセンタ-	816	915	903	686	722	800
東部ク-ンセンタ-	324	349	339	460	475	420
合計	4,504	4,525	4,856	5,168	5,184	5,230

【広域連合ごみ焼却量】

年度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
上田	38,986	39,814	41,110	41,654	33,636	30,422	31,964	32,585	36,166	40,220	39,482	37,847
丸子	6,500	6,950	5,994	5,793	6,098	6,385	6,960	7,393	7,248	6,423	7,077	7,856
東部	4,640	3,671	3,676	3,876	4,277	3,942	3,437	4,209	4,150	4,726	4,873	4,695
広域全体	50,126	50,435	50,780	51,323	44,011	40,749	42,361	44,187	47,564	51,369	51,432	50,398

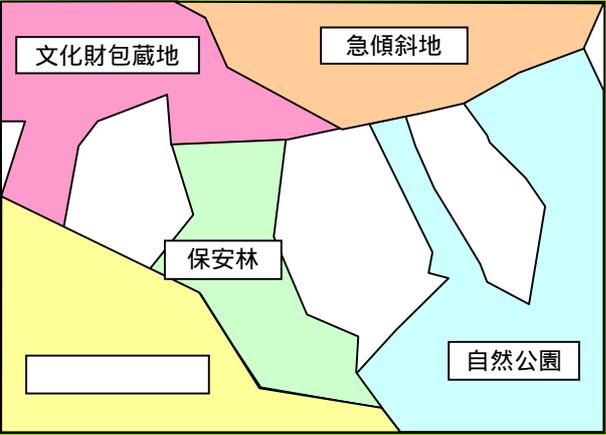


建設候補地選定委員会の進め方について

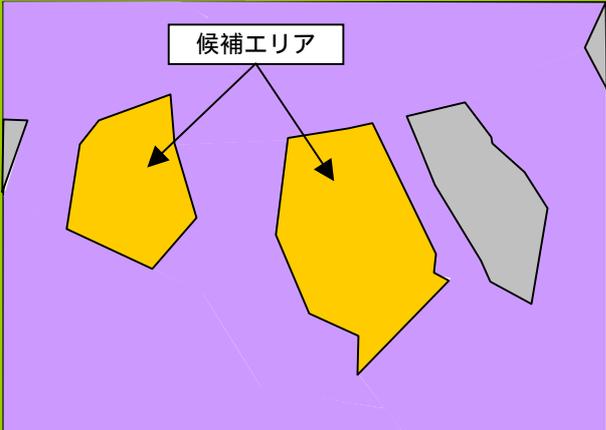
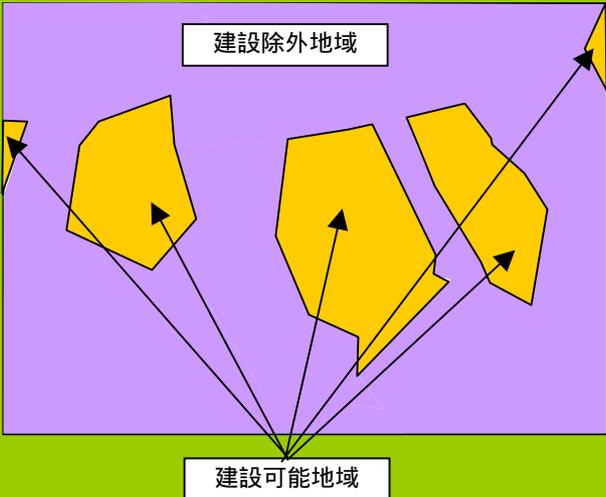


候補地選定概念図

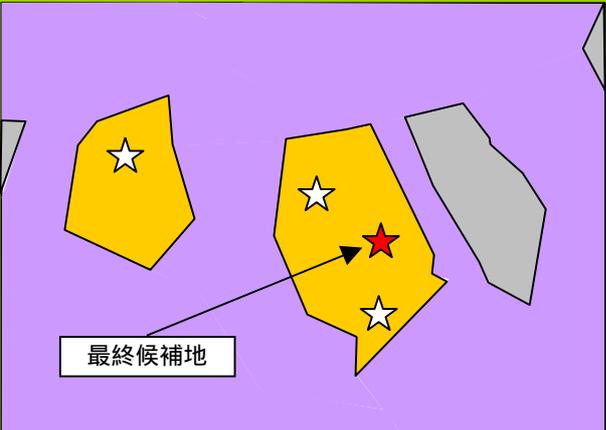
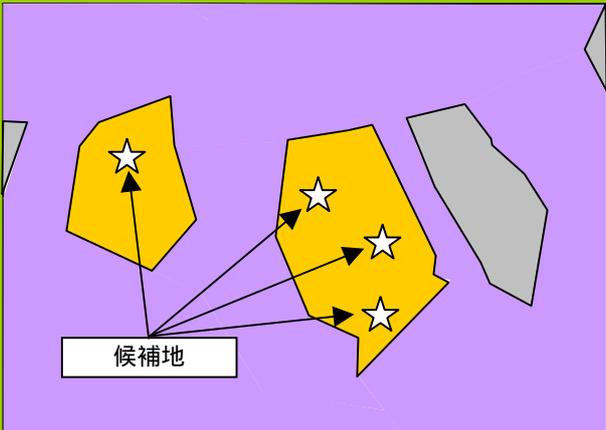
1 地理情報システムの構築



2 建設可能地域の抽出



4 候補地の抽出



情報公開について

	情報公開項目	情報公開の方法
1	委員会の開催	・委員会開催を事前に報道機関へ周知と広域連合ホームページに掲載。
2	委員会資料	・会議終了後広域連合ホームページに掲載。
3	委員会結果	・前回の委員会決定事項を確認し、ホームページに掲載。 ・会議録を委員会で確認後、ホームページに掲載。 ・ホームページには、委員・委員長・事務局の名称で掲載。 ・連合広報誌等で委員会の決定事項などを広報活動。
4	委員会の傍聴	・傍聴については原則可能。 ・委員会で随時受付。 ・広域連合ホームページ・広報誌・市町村広報誌で周知。
5	住民からの意見	・委員会報告およびホームページへ掲載。

検討事項

委員が会議内容を公表できる範囲について